

○三条地域水道用水供給企業団議会の議員その他非常勤の  
職員の公務災害補償に関する条例

昭和50年 7月16日

条 例 第 5 号

改正 平成17年 5月 1日 条例第1号

三条地域水道用水供給企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例については、三条市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年三条市条例第37号）を準用する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年5月1日条例第1号）

この条例は、平成17年 5月 1日から施行する。